

●提出書類一覧(八王子市就学前教育・保育施設整備事業実施要領「4. 提出書類一覧」関連)

No.	名称	備考
1	施設整備計画書(第1号様式)	市様式
2	資金調達一覧表	参考様式
3	建物の規模等の状況(第2号様式)	市様式
4	施設の配置図及び施設の経歴(第3号様式)	市様式
5	現行施設の位置図、配置図、各階平面図	
6	現行施設の各室の面積表	No.5と併記可。
7	整備後施設の位置図、配置図、各階平面図	
8	整備後施設の各室の面積表	No.7と併記可。
9	施設老朽度調査表	「老朽民間児童福祉施設等の整備について」(令和5年8月22日付けこども家庭庁成育局長通知)による老朽度調査を行った場合、本通知に基づく施設老朽度調査表を提出すること。ただし、この通知以前に既に老朽度調査を受けた場合、調査表の様式はこの限りではない。 なお、老朽度調査の客観性や公平性を担保する観点から、 老朽度調査を行う事業者と、設計・監理を行う事業者を同一とすることは不可。
10	特殊建築物定期調査、特殊建築物定期検査等の結果の写し等【大規模修繕等、賃貸物件による保育所等改修】	建築基準法12条1項による調査又は同法12条3項による検査の結果等、建築士等による修繕すべき部分や理由が客観的に分かる資料や写真等を添付すること。
11	建物の建築年月日が分かる書類	登記簿、建築基準法に基づく検査済証など、 建築年月日が分かる書類を添付すること。
12	耐震診断の結果	耐震診断を受けた場合、提出すること。 なお、耐震診断の評価方法は一般財団法人日本建築防災協会の診断基準に基づく第二次診断又は第三次診断とすること。
13	施設整備費の見積書	工事費については、共通仮設費、現場管理費、一般管理費を記載すること。また、設計費については、実施設計業務及び監理業務に係る費用を記載すること。 また、大規模修繕等の場合は、3者の見積書を提出すること(500万円以上)。
14	土地賃貸借契約書等	次の整備を行う場合は、提出すること。なお、用地の確保が完了していない場合、候補地について、借用できる見込みがあることなどを記載した土地賃貸借予定書(任意様式)を提出すること。 ア 仮設用地を賃借により確保する場合 イ 整備用地を賃借する場合

※上記以外でも、補助事業の確認・審査にあたって必要な資料の提出を求める場合があります。